

歌志内市議会会議録

第3日目（平成29年6月22日）

（午前 9時55分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、4番下山則義さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員外からの意見書案9件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言を許します。

質問順序4、議席番号4番下山則義さん。

一つ、第2次歌志内市地域福祉計画・歌志内市地域福祉活動計画について。

一つ、認定こども園を通して行うまちづくりについて。

以上、2件について。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） おはようございます。

本日の私からの一般質問は、件名2件につきまして質問をさせていただきたいと思えます。それでは早速、質問に移りますので、よろしく願いいたします。

まず、件名の1件目であります。

1、第2次歌志内市地域福祉計画・歌志内市地域福祉活動計画についてであります。

質問内容でございます。

1、平成29年3月に第2次歌志内市地域福祉計画・歌志内市地域福祉活動計画が示されました。

そこでお伺いいたします。

まず、これは福祉計画の19ページと27ページに載っている文言でございますが、①高齢者を対象としたつどいの場事業が介護予防、そして日常生活支援総合事業の中で現在も行われているわけでございますが、その内容につきましてお伺いをいたします。

次に、22ページであります、

②各地域のサロン活動が活発になるよう機材の貸与、そして人材の派遣等を社会福祉協議会と連携して支援をするとありますが、その内容につきましてお伺いをいたします。

③であります。23ページの文言でございます。

各種健康診査・がん検診の受診の促進を図るという記述がございますが、内容につきましてお伺いをいたします。

次に、30ページであります。

④ボランティア研修等で、人材や団体の育成及び養成を図り、市民の意識の啓発を進めるとありますが、計画、そして内容につきまして、それをお伺いいたしたいと思えます。

次に、⑤であります。

町内会と連携し、人材の発掘、そして育成に取り組むという記述もその30ページに書かれているわけでございますが、その計画、そして内容につきましてお伺いをいたします。

質問内容の大きな2番であります。つどいの場事業に集まる参加者、そしてボランティア等に参加する人員や団体のこれからの増加を考えると新たな拠点の必要性を感じますが、お考えをお伺いいたします。

次に、件名の2番であります。

認定こども園を通して行うまちづくりについてでございますが、質問内容1、平成30年4月から認定こども園が開園されますが、認定こども園を通して行うまちづくりにつきましてお伺いをいたします。

①認定こども園の保育と教育、そして小・中学校の小中一貫教育、その両者の連携につきましてそのお考えをお伺いいたします。

②であります。認定こども園に対し、保護者が何を求めている、それをどのように考えておられるのか、お考えをお伺いいたします。

次に③番目であります。認定こども園への歌志内市外からの園児の受け入れにつきまして、お伺いをいたします。

④であります。認定こども園の開園に向けて、子育て世代の住宅のその確保につきましてのお考えをお伺いいたします。

以上、件名2件、質問内容につきましては10件であります。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私のほうから件名1、第2次歌志内市地域福祉計画・歌志内市地域福祉活動計画についての1の①から⑤、それから大きな1の2、それから2件目の認定こども園を通して行うまちづくりについての②と③につきまして、御答弁申し上げます。

初めに、件名1の①の部分でございます。

つどいの場事業の内容についてでございます。

本年度より開始しましたつどいの場事業は、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活が継続できるよう他者との交流を図り心身の健康の維持増進ができることを目的に行うものでございます。

歌志内市デイサービスセンターの空きスペースを利用し、週1回4時間の開催で茶話会や軽運動、レクリエーションや趣味活動などを行っております。

対象者は、介護認定や疾病の有無などに関係なく、市内に居住する65歳以上の方全てを対象に、地域支援事業の中の介護予防事業として実施しております。

次に、②の各地域のサロン活動に対する社会福祉協議会の連携支援等内容でございます。

これまでも各地域のサロン活動に際し、映像機材やスカットボール、輪投げなどの備品を貸与し、普及啓発を図ってまいりました。

また、多くの地域で開催されている老人クラブによる懇談会と健康事業の連携した取り組みや高齢者に限らず主婦層、子育て世代をも対象とした世代間交流サロンを実施した地域も生まれてきておりますので、今後も各地域の実情にあわせた活動支援を提供してまいります。

次に、③の各種健康診査・がん検診の受診促進の関係でございます。

各種健康診査につきましては、国民健康保険加入者の特定健診、後期高齢者の健診、生活保護受給者の健診、20代、30代の健診を実施しており、実施方法としましては、各地区を巡回しての集団健診と特定健診については、市内の医療機関に委託しての個別健診を実施しております。

がん検診につきましても、集団検診のほか大腸がん検診は市内の医療機関での個別検診、子宮がん、乳がん検診は市外の医療機関での個別検診を実施しております。

これまでも検診率向上のため個人通知のほか、電話や訪問等による受診勧奨を行ってまいりましたが、本年度は、がん検診の周知拡大を図るためポスターの掲示や学校、各教室を通じてチラシ配布を実施したところであります。

がん検診につきましては、一定年齢の方に無料クーポン券を配布するほか、今年度より自己負担額を変更し課税世帯500円、非課税世帯を無料としております。

なお、特定健診につきましては、受診率の低い地区に訪問に入り受診勧奨を行なうとともに、検診未受診の理由を把握する予定としております。

④と⑤につきましては、関連がありますので一括して御答弁申し上げます。

現在、市内におけるボランティア活動につきましては、民生委員、児童委員や歌志内市赤十字奉仕団の活動を初め、社会福祉協議会が実施している一人暮らし高齢者世帯等への見守り活動やはまなすボランティアなど、社会福祉活動の多くはボランティア活動により支えられておりますが、人口減少や高齢化の進行などによりボランティアの担い手が少なくなっている現状にあります。

このため社会福祉協議会では、社協だよりによるボランティアの公募やボランティア研修会

を開催し、人材発掘育成を図っているところであります。

また、当市におきましても、地域福祉活動を担う人材の発掘と育成を目指し、各町内会役員、民生委員、児童委員、社会福祉協議会職員を対象に福祉コミュニケーション講座を実施しております。

高齢者や障がいのある方々が地域で安心して生活するためには、身近な町内会や隣近所で助け合うことができるネットワークづくりがますます重要になることから、ネットワークを支える地域のリーダーの育成やサポート体制について、今後も社会福祉協議会や町内会と連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、1件目1の2、つどいの場事業にかかる新たな拠点の必要性についてでございます。

現在実施しているつどいの場事業は、地域支援事業の介護予防事業として実施している事業でございます。

地域支援事業による介護予防事業は、コミュニティセンターや各地区の町内会館などを利用して実施することも可能ですし、また、事業の運営も市民団体やボランティア団体、町内会あるいは民間企業などに委託してもよいこととされております。

内容も介護予防や健康維持につながると認められるものであれば、特に定めはございません。

このようなことから、年間を通じて事業を展開してくれる各団体や企業等により複数の事業が展開され、高齢者が住みなれた地域でいきいきと過ごすことのできる地域包括ケアシステムの構築につながるものとして期待しているところであります。

次に、件名2、認定こども園を通して行うまちづくりについての②認定こども園に対し保護者が何を求めているかという問いでございます。

認定こども園に対する保護者のニーズについてであります。昨年より幼稚園、保育所の保護者会や親子教室、子育てサークルの場をお借りし、こども園の進捗状況や施設建設に関する説明を行ったほか、保護者の方々から意見や要望もお聞きしたところであります。

保護者からは、保育料に関する事、保育サービス内容に伴うことなど、教育保育に関する意見要望のほか、通園バスや給食に関する事など、さまざまな保護者の声を聞くことができました。

現在は、こうした保護者からの声を踏まえながら教育委員会をはじめ幼稚園、保育所職員とも連携を図り、こども園が子育て支援の中心的な役割を担う施設となるよう取り組んでいるところであります。

次に、③の歌志内市以外からの園児の受け入れについてであります。

認定こども園の市外からの園児受け入れについてであります。こども園は昨年3月に策定した歌志内市総合計画の重点プロジェクトに掲げている子供を産み育てやすい環境づくりの一施策として、子供に対する教育及び保育と、保護者に対する子育て支援の提供を行う施設に位置づけております。

また、こども園を含むエリアを当市のまちづくりの特徴として子育て応援タウンを標榜し、多様で魅力的な子育て教育環境の充実を図り、当市のセールスポイントとなるような特色のある取り組みを進め、若者や子育て世代の移住定住を促進することとしております。

このため、こども園の運営内容について、現在検討を進めているところですが、市内、市外からの園児受け入れにより移住定住につながるケースもあると考えますので、インターネットや報道機関などへの記事掲載などPR活動を積極的に進めるとともに、特徴のある教育保育計画や年間指導計画とするよう取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 私の方から①の認定こども園の保育と教育、小中学校の小中一貫教育、両者の連携についての考えということでお答え申し上げます。

認定こども園の保育と教育は、実施内容の検討が進められておりますので、現在、幼稚園で行っている教育課程を引き継ぎながらスムーズに移行できるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、小中一貫教育につきましては、間もなく次年度の教育課程の検討を始めることとしております。

認定こども園との連携につきましては、小中一貫教育ということではなく、園児が小学校に円滑に移行できるよう、これまでと同様に連携をしていくものと考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私からは大きな2番の④の認定こども園の開園に向けて子育て世代の住宅の確保ということについての考え方を伺いたいということにつきまして、御答弁申し上げます。

5月末現在の総世帯数2,014世帯のうち837世帯が市営住宅に入居している状況で、このうち18歳以下の子供を有している子育て世代については104世帯が入居しております。

御質問の住宅の確保についてですが、市営住宅だけを見ますと約6割強が昭和に建設されたものに入居しており、平成に入ってから建設を行った設備の整った住宅に人気が集中しているわけではない状況でございます。

このことは、子育て世代が住宅を選択する要因の一つとして、低額な家賃であることや親の居住地などを考慮し住宅の決定を行っているものと思われれます。

このことから、5末日の市営住宅全体の空戸状況は約3割強が空戸となっており、市営住宅としての役割である住宅困窮者に対する住宅確保はもとより市外からの子育て世代の転入者に対しても十分に対応できる状況となっております。

また、学校の入学に影響を及ぼす3月からの子育て世代の世帯の異動につきましては、市外へ3世帯が転出し、新たに1世帯が入居した状況となっております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 答弁をいただきました。

それでは、順次再質問ということで、質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、初めに、第2次の歌志内地域福祉計画、そして活動計画なのでございますが、冊子をいただきまして、今現在この時期に行うことはどういうことなんでしょうと、そして今までどういったことで反省しなければならないことなんでしょうと、本当に丁寧に記されているものをいただきました。

質問する者にとっては大変ありがたい資料というふうに思います。本当に丁寧なものでございました。

その中で、現在行われているもの、もちろん今まで行っていたんだけど、それがどうなったのかということも検証しながら、一つ一つ確認してみたいと思ひまして、今回質問いた

しました。

と同時に、第1回定例議会のほうでは、1時間30分という持ち時間で、なかなか全てのことにに関して聞けなかった。特に福祉に関しては余り聞いていなかったということでございます。

そんなことがありまして、今回ちょっとまとめてこれを資料とさせていただいて聞かせていただくわけでございます。

まず、つどいの場であります。

現在、つどいの場も始まって、4月、5月、6月と、6月はまだ中間の4回のうちの3回が終わった状態なのですが、今、そこに集まる方々がどのぐらいの人数、そして、食事もあるということでございます。4月、5月何名ぐらい、そして6月はまた3回なのですが、そこで何名ぐらいなのか答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 4月5日の水曜、毎週水曜日でございますので、水曜日から事業が開始をされております。4月につきましては、二、三名程度の参加利用という形でございます。4月下旬から徐々にふえまして、5月以降は最大8名が利用された週もあり、直近では5名から7名程度が常時現在利用している状況でございます。

利用者の当日の状況にもよりますので、給食のほうについては、そのうちの多い日で半分程度、少ない日では1名、2名という日もございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 正直食事の数については正確な人数を抑えているのであれば、月幾ら、何人ぐらいということで答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 食事の数については、ちょっと正確な数字は今のところ押さえておりません。申しわけございません。私のほうで聞いたり現状を見てきたときの状況でお話をさせていただきました。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私も正直大変興味がありまして、やはり介護状態に陥る前の予防ということは絶対に必要なことだと思いますし、介護保険で支払う金額を考えると予防にまずお金をかける、これが一番の方法なのかなという思いと、あと、まちづくりをしていくための一つの形づくりにもなっていくのではないかというふうな思いで、今回この質問をさせていただいているわけでございます。

正直申し上げまして、4月12名、5月になると20名、6月今の現在で18名ということで、ちょっと私も数えて知っているわけでございますが、徐々に徐々にではありますけれども、ふえつつある。これが今の状態で行くと10名までというような人数の集まりにしてくださいという縛りがあって、デイサービスの一角を借りて行っている。きのうも6名の方々と、それを支援する社協の関係者が来て10名ぐらいの方々がおられたわけですが、あの一角の場だけで、これからそれが成り立っていくのかどうなのかという思いを答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 議員のほうでは何度かつどいの場事業を見ていただきましてありがたく思っております。確かに、社協事務職員、それからボランティアの方々も当日の人数

によっては1から2と変動がございますけれども、言うなれば、今、一般の利用者の方々もマックスで8名までとなっておりますので、10名を超える関係者があの一角を使っている日もございます。やはりあと数名程度が限界かなというふうには思っております。

また、これから多分利用者からのニーズがいろいろな形でも出てくるというふうに思っておりますので、その辺についても検討していかなければならないのかなと思っております。

また、別件の答弁でもお答えしておりますけれども、他の地域でも開催をすることは可能だというふうに思っておりますので、全域的な形の中で、これが進めていければ一番最高の形になるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

たくさんの方々を集まっていたいて、和気あいあいとといいますか、寂しい思いを少しでも軽減するような仲間づくりができるような、そんな生活が毎日送れるような、そんな形をしっかりとつくっていただきたい。最終的にこれに対する質問もう一度ありますが、その場所も考えていかなければならないような形に、もう既になっているのではないか、そんなような思いでございます。

次に、サロンのほうに移りたいと思います。

活発になるようにということで、今までも行われていたこと、それが次世代の交流サロンを実施した地域も生まれている。これに対しては子育ての世代も対象とした、高齢者だけでなく、生まれているということでございます。

サロンということになると、誰でもということに、そういったものが大切なのかなという思いで高齢者だけではなくて子育て、それによって今まで高齢者の方々が経験してきた重要な知識を若い方々にも送り届けることができる。そして、そこにも、あわよくば子供たちも入って、そういう全体の年齢で差別することなく、そういったサロンが一番形のいいサロンなのかなと思っておりますが、考えをお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 御答弁申し上げた、ある地域で町内会でのサロン活動の部分でございすけれども、この地域にこの形でのサロン活動が生まれたきっかけというものにつきましては、平成25年度の地区別市政懇談会でサロン活動をテーマに意見交換を行ったのが発端でございます。

その後、今、この地域福祉計画の進捗にあわせまして、進捗管理委員会で町内会に出向き、開催について促したところ、先ほどの答弁で申し上げたとおり、町内では高齢者だけではなくて主婦層や子育て世代のお母さんも対象としたメーク体験や、ハンドマッサージ体験これらについて、それ専門の協会からの講師を招き開催をしたものでございます。

私といたしましては、地域地域でいろいろな形での住民ニーズはあるというふうに思います。また、時代にあわせたメニュー構成もあるかなというふうに思っておりますので、その辺については、各地域のサロン活動の開催の内容を図っていただければと思っております。

それらの企画立案での御相談や、今回もありましたけれども講師派遣への調整など、これからは社協と連携しながら、当課でもお手伝いができるものと思っておりますし、各地域で、サロン活動がさまざまな形で活発に進めていただけることを願っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。ぜひとも、そのどんと膨らませていく、そんなような状況づくりをお願いするところでございます。

次に、がん検診であります。

ちょっと私も以前にも何度か個人的にも聞いたことがあるのですが、死亡率というのがありまして、こういった形で人間が死亡するののかということで、これは歌志内市総合計画の33ページにまとめたものがございます。

全国全道歌志内というのが出ていまして、その人口10万について何名というふうなものが何%なのかな、これ、何名というものが出ているのですが、歌志内市がそのものに対して812.2という非常に多いという流れのものが表になって出ているのですが、全国でいうと290、全道でいうと341、そして歌志内でいうとがんなんでしょうね、この悪性新生物812.2となっているのですが、これについてどんなようなことを考えておられるのか答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） これは全国全道と比較したものでございます。そのほかに、当課といたしましては健康づくり推進委員会、研修会等も行っておりますので、この中では道内、それから近隣の市町との死因についての部分の比較もしているところでございます。

やはり全国、全道的と同じように当市においも、やはり肺がん、大腸がん、胃がん、そのほかでいきますと膵臓とか肝臓だとかという形の中で非常に高いという数値になっております。

また、人口の人数によっても、高齢者比率が高いという状況もありますので、その中からどうしても率のほうは上がっていくという状況にはなるのかなというふうに思っているところでございます。そのため、各種検診の推進ですとか、予防に対する研修ですとか、これらのほうについて積極的に取り組んでいるところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに広報にこういったものが出て。と同時に、健康診査を受けましょう、あるいはがん検診をどんどん行いましょう。今回も春のがん検診ということで5月、そして6月にその健康診査ということであります。受けている方も徐々に多くなってきているのかなという思いでいるのですが、その辺のところの正確な数値はどういうふうになっているのか、答弁をいただければと思います。

議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 今週の火曜日をもちまして健康診査の特定健診の部分が終了したところでございます。また、5月には集団健診のがん検診が終了し、春の検診が終了したという今の現状のところでございます。

おかげさまで、特定健診のほう、それから胃がん、肺がん、それから婦人科系の検診はこれからの実施になりますけれども、申し込み時点での数値になります、それぞれ昨年実績より春の段階ではふえていると。大腸がん検診については、昨年度より20名程度ちょっと少ない状況でございます。ここはどういう形か、今、分析等をいろいろしているのですけれども、というのは、大腸がん検診は本年度からこの6月から市立病院、勤医協さんの御協力をいただきまして、昨年までは7月から2月までの病院での実施でありましたが、1カ月前倒し、受診期間を長くした。当然この辺につきましては、病院での受診が今後集団健診ではなく、ふえてくるかなというふうに思っております。

また、当課といたしましては、今回受診されなかった方、それからクーポンを使ってなかった方、これらについて、これから各該当者の方々に対しまして通知、それから保健師等の訪問等による受診勧奨をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番(下山則義君) 健康寿命ということが、今、随分いわれております。健康で、そして長生きするという、寝たきりで長生きするのではなくて、健康で長生きということが求められているのだと思います。そんなこともしっかりと押さえながら、その医療にかかるものを抑えていく、介護にかかるものを抑えていく、そういったものはやはり政策で行えるものではないかというふうなことを考えます。ぜひとも、そういう形にさせていただきたくお願いするところでございます。

次の4番目の質問、5番目の質問をまとめて再質問をさせていただきますが、人数が人口が少ないということで、そういったものを行う人が徐々に少なくなっているというのも事実あるものだと思います。しかしながら、この高齢化率の高い歌志内市、やはりそういった方々の力を借りながら行政も運営していかなければならない状況というのも、まさにあるのだと思います。

そんなことから、そういった方々を探し出す、つくり出す、そういったものも一つの行政の役割なのかなという思いで、これをちょっと取り上げさせていただいたのですが、今まで正直言っているものもありますよね。そういったものをまとめることによって、例えば私も教育委員会からお願いされている草刈りですとか、そういったもので出て行って作業をさせていただくということもあるのですが、そういったものをまとめて新たな組織づくりも考え直すということが、ちょっと必要になってくるのかなと思いますが、その辺に対する答弁をお願いしたいと思います。

○議長(川野敏夫君) 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長(佐藤守君) ボランティア活動や各種いろいろな形での事業の中で、どうしても当市の場合はそれらに携わる方々というのが、私は重複している状況にあるかというふうに思っております。

そのため、各種、今、議員のほうからは教育委員会の関係の事業のお話がありましたけれども、そこに参加されている方が当然福祉的な事業、団体等の中でも活動していただいている方かなというふうに思っております。

目的の内容がそれぞれ違っている部分もありますので、やはり1人でも多く各地域の中から実践となる方々を育成していき、ふやしていくことが一番かなというふうに思っているところでございます。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) ボランティアにつきましては以前と違いまして、もう無償の全てお願いするボランティアから、徐々に徐々に変わりつつあります。それが本当の形でもありたくさんの方々を集めることができる、あるいは機材を提供するというのも一つの方法なのだと思います。

今の歌志内市のことを考えると、二重三重でも行ってもらわなければならない新たな人も探し出さなければならない、つくり出さなければならない大変苦慮されているところがあるのかと思いますけれども、やはり私たちのまちは私たちで守るんだと、私たちで物事を進めていくんだということを市民の皆さんが認識するような、そんな状況づくりをしっかりとさせていただきたいと考えているところでございます。

さて、一つ目の最終的な質問に入るわけですが、大きな質問の2番でございます。

つどいの場に集まる参加者、今、ボランティアということで話をさせていただきましたが、このボランティアだけでなくさまざまな人たちが集えるその拠点、その拠点の場を新たに考える必要性ということで、来年の4月から保育所と幼稚園が空くのだということを考えて、

何かそういったところで活動できるものがないのかなということを考えました。

と同時に、考えていたのですが、きのうの第27号の議案の中で、自動車学校を購入するというその流れで、歌志内市のものにする。そして、社協にという言葉が出ました。その辺のところをちょっと短く詳しく答弁いただければと思います。

もしも、そういう拠点ができるのであれば、自動車学校の中で、いろいろな混合になるのかもしれないけれども、社協を中心に何か動けるような体制づくり、そんなものができるのかなということを、きのうちちょっとその手があったかという思いで聞かせていただいたのですが、そのような考えはあるのかどうなのか、答弁をいただければと思います。

議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 基本的に先ほどからの部分、つどいの場事業、それからサロン活動でもありますけれども、これは一場所ではなくて全域でも可能かなというふうに思っていますし、することが望ましいかなと思います。

また、現在の社協の建物の状況については、副市長がお話ししたとおりであり、除雪や高齢化している状況、それから集まりの関係の手狭さ、こういうのもありますので、新たな形の中で自動車学校は広い施設でございますので、そちらに移転となれば、このつどいの場事業もそちらのうほでも十分展開はしていける可能性はあるというふうに思っています。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） そういったものができると集まってきて、今までは10名だったのだけれども、さらに多い人数が週に1回だけでなく週に2回、あと週に3回という、そんなような状況づくりをすることによって健康で長生きしてもらおうという方々をつくり上げるというか、そういう健康寿命の方々に対する支援をすることによって、歌志内市というものは変わっていくようなそんな思いでございます。

ぜひとも、そういった形づくりをお願いするところでございます。その場が一番最初にちょっと私のほうで質問させていただきましたが、社協と高齢者だけではなくて、そこにはボランティアの窓口があったり、あるいはいつもしらかばの公園で集まっている子供たちがいます。あるいは雨の日だとかいうとMHの住宅ですか、向こうのほうでゲームをしている子供たちがいます。そういう子供たちの場所も私は与えるのではないかと思うのですよね。

まだやっているときなんですけど、私も中に入ったことがあります。2階でも大きな部屋が二つあり、そして手前に小さな部屋、そして1階は本当に受け付けも社協のところも、あるいは会議の場所もたくさんできるような状況のものもあるように感じています。

一つ、二つ、三つだけで終わることなく、たくさんの方々が集まっているいろいろな情報が共有できるような、お年寄りも若者も、そして子供たちも、そんな場所をつくってもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） いろいろ御質問いただいたところでございますが、課長からも答弁申し上げましたように、歌志内の場合、幼児から高齢者までいろいろなパターンで地域間交流も含めて考えていかなければならないと思っております。

現在、各町内会等に働きかけてサロン活動というものも高齢者を対象にしたもの、あるいは子供を含んだもの、そして、今回社協にお願いをして対応していただいているもの、こういうものが今始まっております。

高齢者対策、認知症対策も含んでやはり交流を図る、あるいは会話を多く求める、こういう場面をつくっていくということは、それぞれ各地区、各地域、町内会でも行っている

ところですが、これを地域を超えた交流があってもいいのではないか。そのための場所の確保ということがこれから大事になってくるだろうと。

今、社協のほうに自動車学校については御議論いただいているところですが、自動車学校だけでなく、市が保有している公共施設あるいは市内にある空き家といいますか、そういうものも含めていろいろ考えていかなければならないのかなと。また、市内で活動しているサークルの中からも、そういう御提案も現在あります。

加えて重要なのは、それに携わる方々が不足しているという事実がございます。いわゆるマンパワーが不足しているということですね。それで、今、社協のほうともいろいろお話ししているのは、いわゆるボランティアの立ち上げ、お話しありました有償ボランティアというものに、これから道を求めていかなければならないのかなと同時に、歌志内が前から働きかけているのですが、なかなかそういう議論が進まないというのはNPOの問題がございます。これはまさに経費が必要な組織でございますが、こういうものも検討していかなければならないだろうなど。

それと、現在ボランティアというのは非常に高齢化しておりますので、有償で若い方々のマンパワーを求めていかなければならない。ある筋からは、現在国のほうで有償ボランティアに対して補助制度というものも水面下で議論があるやにお話を伺ってもおりますが、今後はそういう方向で進めていかなければならないだろうと。それに加えて、その地域間で交流できる場所の用意というものの一つとして、自動車学校というものが現在俎上に上っておりますが、おっしゃるとおり今その結果によって対応というか、そういう形になるのか、あるいは次の段階の話が別のところで進んでいるのか、これはちょっとまだ見極めがつきませんが、やはりおっしゃるように、子供たちから高齢者までを含んだ対応ができるかできないか、それからそういう中に、今おっしゃった各ボランティアの方々の活動拠点として、そういう場所を提供できるかできないかということも含めて、これからの議論になってくるのかなというふうに、私ども内部では議論を進めているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、市長から答弁いただきましたけれども、歌志内市の市役所だけで足りない部分、それをつくり上げるその拠点になる、そんなものがどうしても必要なのかなと思います。そして、私はぜひともそこに、いかなる年齢も入れるような状況づくり、これも必要ではないかと思えますね。若者もいて子供たちもいる、もちろん高齢者の方々もそこで集まれる状況、これをお願いするところでございます。

と同時に、その自動車学校のコースも歌志内市のものになるのですという話がございます。そこに何かアイデアが生まれて子供たちが集まれるような、あとスポーツをする人たちが集まれるような、そんなものもあるとなおさらボランティアに集まる人たちも膨らんでくるのかなという思いでございます。よろしく願いするところでございます。

次、こども園のほうに行きます。

時間が足りないので急ぎ足でいきたいと思いますが、子供に対する教育及び保育、そし保護者に対する子育て提供を行う施設として位置づけていると、そのこども園ですね。そういったことを考えているということと、子育て応援タウンということで標榜している。そして、現在その検討を進めている。そして、市外から園児を受け入れることによって移住定住につながるケースもあるということで、現在PRを進めているということでございますが、来年のもう4月からなんですよ。もう1年を切っています。これをどんどんスピードアップしていかないと、さらにもう少し後になって4月になって、さあもう園児が入ってきますよというときに一

生懸命PRしても遅い。さらに1年後には上砂川にも同じものができます。奈井江にもそういうものができ上がるようでございます。上砂川には砂川から保育所に来ている子供たちがいるということを知っています。今はちょっとわかりませんが、以前そういう話がありました。

というのであれば、私は早いときのこのチャンス逃がしちやならんと思いますね。早いときに今やらないと手遅れになってしまうような気がします。

砂川には保育所は3カ所ありますが、幼稚園は公営のものはありません。ちょっと金額の張る私立というものがあります。そういうところの関係で上砂川に通う子供いるということを知っています。今、教育と保育と一丸となった最高にいいものがこの歌志内にできるわけですよ。このチャンスを逃したら、私はだめだと思いますね。今やっている最中ではないと思います。何で今やっている最中なのか、もうやっていて始まりますというときに、こういう形でハードのものはもうつくり上がりますから、こういう形でソフトの面も考えていて、できることであれば違う地域からも園児が来ていただいて、歌志内市はこども園で教育と保育をしっかりやりますよ、それが小中一貫校の子供につながっていく英語、その教育も遊びの中でやっていきますよ。

それと同時に、子供たちに対する給食の面、あるいは児童に対する学用品の面、そして高校に対しては通学の支援、大学に対しては大学に通うための支援もしてありますよと、その一連で今のうちから集めなければならない時期だと思うのですが、ちょっと今ね、このままだと、今のままの歌志内の市民だけで終わってしまうような気がしますよね。

当市のセールスポイントであれば、もう既に発信してなければならない、そんな時期だと思うのですが、答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 保育料等の関係とか、また、その内容については、今、最終的なところの部分のまとめに入っているところでございます。

教育、保育の内容に関しましては、これまでも幼稚園、保育所等の中で行っているわけでございますので、それらの部分について継承しながら新たに3歳児の教育のところが出てまいりますので、そういうところを慎重に全体的な計画を練り上げているという状況でございます。

今、議員からの部分での市外からいわゆる広域入所の関係の部分かなというふうに思っております。砂川の例もございましたけれども、それぞれのまちにおきましては、公立、それから私立の幼稚園、保育所がございます。

基本的には、都会と違まして近郊の部分の幼稚園、保育所のほうも満所という形ではないものでございますので、基本的には近くの保育所、幼稚園等に選ばれている状況かというふうに思います。

また、関係者、御家族のお勤めの関係によりまして、御自宅の近くではなくて勤務先の近くを選ばれるという場合もあるかというふうに思っております。

入所の歌志内のこども園を選択していただけるということであれば、私どものほうは、ぜひとも入所いただきたいというふうに思っております。

その部分での魅力の部分、これらについて対象となる方々がどこに求められるのかということもでございます。まずは基本的にはお住まいになっているところ、先ほど申し上げたところになるのかなと思っておりますけれども、それらについて、今、最終の形での内容を調査しておりますので、それができ次第、各所のほうにPRをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） どんどんどんどん人口が減っていつている今の日本で、もう人口が多くなるところは何か所かに決定しているわけです。それでも今、地域で生き残るために、ある意味嫌な言い方ですけども、人間の取り合いをやっているのかなという思いもあります。であれば、歌志内市が勝負できるというのは滅多に余りないと思うのですよ。

教育長にお尋ねします。今、教育の中で小学校、中学校に通じる英語教育が行われる、これは何らかの形で許可を得てももちろんやっているものだと思いますが、そういったところはほかの地域にたくさんあるのでしょうか。簡単に答弁お願いします。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 幼稚園から英語教育をやっているというところは、ごくまれだと思います。それと同時に、小学校につながるような英語教育というものをやっているところは私は余り聞いたことがありません。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それが歌志内市のこども園の売りなんですよ。ほかにはない、歌志内にはある、それが歌志内市のPRの最も大きなセールスポイントだと思うのですよね。文言忘れしました、何にもないからおもしろいでしたか、ポスター、何にもないからおもしろいというポスターでしたかね、ごめんなさい、ちょっと文言忘れしました。ちょっと正確に教えてください。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○保健福祉課長（松井敬道君） ポスターのキャッチフレーズにつきましては、「何にもないからおもしろい」でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 都会の生活に疲れた人が田舎の生活に憧れて、子供を連れて田舎に帰ってくる、あるいは田舎を探してそちらを転居場所にするということが、何ぼもいろいろなテレビの放映で見たことがあります。歌志内もそれに乗っていかなければならないと思いますね。絶対のチャンスだと思いますよ。今、一生懸命やっていて、これから出しますではなくて、もう既にできていて、全国にそういうのを広めて行く、そんな時期だと私は思うのですよね。それをスピーディに歌志内にはこんなすばらしい教育があるんですと、こんなことをしてくれる保育も教育もできるこども園があるんです。それが小学校、中学校、高校、そして大学のほうにもいろいろな面で支援できるものがあるんです。

子供を持つ親は子供の教育には金をかけます。子供のことであれば、移住してでもという考えをもっている方々がおられます。子供がアレルギーで困っている。そのアレルギーを治せるところに移住するんですよ。そういう人たちを歌志内に呼び込む絶好のチャンスだと私は思うのですよね。その今の認定こども園を使って、そして、そのためにあと何が必要かとなると、住宅だと思います。すぐ来て入れますよ、あるいはこういうものがありますからいらしていただだけませんか、そのPRも必要だと思うのですよ。時間の関係で飛びながら質問させていただきませんが、そういったものをきちっとそろえるべきことによって、来るんですよ、少なくとも来る可能性はあるんです。何もしなかったら、今のまんまなんですよ。そこのところをチャンスだと思ってどんどん進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 常々議会のほうからも御指摘されておりますが、歌志内はPRが下手

だと、私ども反省しなければならない部分なのですが、今、御指摘の部分につきまして、現在、認定こども園に対応するといえますか、所管同士で打ち合わせといえますか詰めを進めている部分もございます。

御指摘の部分については複数の所管にまたがる部分でないかと思っておりますので、こういう部分は当然現在も連携を図って話し合いを進めているところでございますので、総合的な政策になってくると思っております。内部で十分検討させていただいて、タイミングよく発信してまいりたいと、そのように進めてまいります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私も、例えばしっかりと提案されたものに対して賛成ということになって、そこに予算が措置される。それからでないと動けない。そういうことをわからないで、どんどんどんどんやりなさいやりなさいというところがあるタイプの人間でございます。ですから、恐らく私の質問に対してもそこでまだ言えないんだよなというところがあるのかもしれない。でもね、これはあくまでも今の歌志内を何とかしたいという思いが、そうさせているというふうに理解してもらいたい。そのことだけはお願いしたい思います。

ただ、それをできるのは、やはり何と言っても行政の職員の方々だと私は思います。今、行政の方々が無命になってやっているのも正直わかります。ただ、今のこの絶好のチャンスに乗り遅れることなく、そして、これから行われる認定こども園であり、その認定こども園から続いていく小学校、中学校の一貫教育、そしてそれがいずれは世界に飛び出していく子供たちをつくり上げるのだということで、やっていただいていると思うのですが、スピードアップで、そしてよりよいものを保護者の方々と話しながらつくり上げていただきたいと思います。そうすることによって、今の高齢の方々も、さっき言いましたとおり異年齢がどんどん加わりながら物事を行っていく、そういったことで、よりよい歌志内市ができるのではなからうかと思っております。これに対する答弁がありましたらお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 御質問のとおりだと思います。現在は歌志内の場合は、より多くの方々に入所していただきたいという思いで、現在保育所なんかでは延長保育で対応している部分もございます。そういう部分も認定こども園のほうでどう対応していくのかと。もちろん市外からという今お話でございますが、そういう方々につきましては、当然送り迎えという部分では長い時間が必要になってくるのかなと。それに対する職員の勤務時間の問題、職員の配置といえますか、一日の勤務時間が長くなりますので、その辺の職員の対応というものをどうするのかということも含めまして、職員で細部について詰めに入っているようでございます。そのように報告を受けております。そういうことも含めて、先ほどの多所管にかかわりますけれども、住宅料あるいは子育て世代に対してどういう対応をどういう政策を持てるかということも含めて、総合的に私どものほうへ提案として上がってくるのでないかと思っております。その辺をスピードアップして進めてもらうように、私のほうからも言葉を添えて御指摘の部分については今後行政として対応してまいりたいとこのように思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） お願いするところでございます。

これで、本日の私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

意見書案第6号から意見書案第7号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第6号から日程第5 意見書案第7号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） —登壇—

意見書案第6号雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書（案）、意見書案第7号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）、以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書（案）

3月に高校生ら8人が死亡する痛ましい雪崩事故が発生した。当日は気象庁から雪崩注意報が発令されていたにもかかわらず発生した事故であった。

国は、都道府県知事等に「融雪出水期における防災態勢の強化について」、大学などの教育機関等に「冬山登山の事故防止について」などの通知を発出した。これらに基づき、関係都道府県や自治体が事故防止に取り組んでいるところであるが、バックカントリースキーの増加等により今後も予期せぬ雪崩事故が発生するおそれがある。そこで、国には、雪崩遭難者の早期救助のための登山者位置情報検知システムの導入促進を図ることを求める。

記

1. 山岳での電波伝搬特性に優れた150MHz帯の位置検知システムの導入を促進すること。
2. 周波数の有効利用を促進するために時間的有効利用が可能なシステムの専用周波数を確保すること。
3. 登山関係者の自助自立を基本とした運用体制の整備を図ること。
4. 登山者が端末を安価に保有できるようにするためにレンタル制の導入や、標準規格の統一を図ること。
5. 電波を発信する登山者位置検知システム（特定小電力無線局を除く）の速やかな免許を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、総務大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書(案)

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握して来なかった。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求める。

記

1. 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
2. 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
3. アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法性化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官

○議長(川野敏夫君) 意見書案第6号雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第6号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第7号ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）に対して、反対の立場から討論を行いたいと思います。

本意見書（案）は、昨年末に成立した特定複合環境施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるカジノ解禁法推進の附帯決議に基づくものであります。

文字どおりカジノ解禁を前提としたものであるため、賛成することはできません。

そもそもカジノを合法化するということはとんでもない間違いであり、カジノ推進派の中からもカジノを合法化すれば必ずギャンブル中毒者はふえると指摘されております。

カジノ解禁で病的賭博患者をふやしながら依存症対策の強化を求めるのは本末転倒であり、最大のギャンブル依存症対策はカジノ解禁をせずカジノの誘致を行わないことだと強く訴え、反対討論といたします。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 私は、意見書案第7号に対し、賛成の立場で討論いたします。

日本には、競馬や競輪、競艇などの施設が全国に約250カ所あり、また遊戯とされているパチンコなどは約1万2,000店、宝くじ売り場は約1万5,000カ所あります。これだけ公営ギャンブルなどの施設があり、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、これまで政府ではその実態を十分に把握しておらず、ギャンブル等依存症への対策は十分に講じているとは言えない状況にあります。

現時点においても、依存症で苦しんでいる方々、あるいはその御家族のためにギャンブル等依存症への対策を、特定複合観光施設区域整備推進法が成立したこの機会を捉え、政府にしっかりと対応させることが重要だと考えますので、本意見書案に賛成をいたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、意見書案第7号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第8号から意見書案第10号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第8号から日程第8 意見書案第10号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第8号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向け

た意見書（案）、意見書案第9号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、意見書案第10号平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）、以上、3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。また、17年度文科省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減」に一定の歯止めをかけたものの、10年間の教職員定数改善計画、29,760人（初年度分3,060人）は見送られ、「通級による指導」「外国人児童生徒等の指導」などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による868人の増員にとどまりました。連合総研の報告によると、教職員の7～8割が、厚労省の月の時間外労働過労死ライン80時間を超えていることが明らかとなっています。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」および「30人以下学級」の早期実現が必要です。

OECDの発表によると、2013年度の日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、依然として平均の4.5%を大きく下回り、加盟33カ国中ワースト2位という状況になっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかです。また、厚労省から発表された12年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっています。このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体において、その措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保

障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、教職員定数改善など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。
4. 就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。
5. 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消にむけたより実効ある対策を早期に実現するよう要請します。
6. 高校授業料無償化制度への所得制限撤廃、および、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回が実現するよう要請します。
7. 教育諸課題の解決にむけて人材確保が重要です。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準を改善するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生規制改革担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方

式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。

「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度（平成32年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。よって、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講

じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、地方創生規制改革担当大臣、経済財政政策担当大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いています。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46万1千人と、給与所得者の約3割に達しています。また、道内の非正規労働者91万人（雇用労働者の39.7%）のうち、29万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を3年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成29年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「できる限り早期に全国最低800円を確保」「平成32年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額896円）を下回らない水準に改善すること。
3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長

○議長（川野敏夫君） 意見書案第8号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第8号について、採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第9号地方財政の充実・強化を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第9号について、採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第10号平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第10号について、採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第11号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 意見書案第11号学校給食の拡充・無料化を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 意見書案第11号学校給食の拡充・無料化を求める意見書（案）

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

学校給食の拡充・無料化を求める意見書（案）

文部科学省の調査によれば、平成27年度現在の国公立学校の完全給食実施率は、小学校99.1%、中学校88.1%、特別支援学校89.5%、夜間定時制高校77.5%となっています。

学校給食は1889（明治22）年に山形県の小学校で貧困児童を対象に提供したのが始まりとされています。戦時中は食糧不足があつて中断されましたが、子ども達の栄養状態の悪化などから、1947（昭和22）年に再開され今日に至っています。

この間、学校給食に対する国民の願いは強く、自治体の積極的な取り組みと相まって小学校ではほぼ100%の実施率に到達しようとしています。同時に人件費、消費税、材料費の高騰などの要因によって自治体財政を圧迫するなどの矛盾が生じています。

しかし、そういう中にあつてもこの数年、自治体の努力による給食費無料（無償）化が進んできています。新聞報道によれば、2016（平成28）年12月現在無償化は少なくとも55市町村に及んでいると報道されています。この背景には学校給食の教育的効果もさる事ながら、子どもの貧困の広がりがあることは明らかです。栄養バランスのとれた温かく美味しい給食を、家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子どもの健やかな成長のために非常に重要です。同時に無料化は自治体の財政を圧迫することから実施に踏み切れない市町村も少なくありません。

一方、2016（平成28）年3月の内閣府・経済財政諮問会議において、子ども・子育て世帯の支援拡充として給食費の無料化が打ち出されました。いま、学校給食費の無料化は教育的効果と貧困への対応策というだけでなく、子育て支援とまちづくりの柱に位置づけられたといつても過言ではありません。

よって、国及び政府におかれては、こうした状況に鑑み、学校給食の中学校などの拡充と合わせ、学校給食費の無料化を早期に実現されるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第11号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第12号から意見書案第14号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第10 意見書案第12号から日程第12 意見書案第14号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第12号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）、意見書案第13号「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書（案）、意見書案第14号特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書（案）、以上、3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油に設けられている免税制度が、平成27年3月末で廃止される予定となっておりましたが、索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、平成30年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免税措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書(案)

北海道教育委員会(以下、道教委)は平成18(2006)年8月「新たな高校教育に関する指針」(以下、「指針」)を発表し、平成20(2008)年から順次指針内容を実施しています。この「指針」第6章「教育水準の維持向上を図る高校配置」のなかで「高校配置の考え方」として「1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めます」と明記し、学級定員を40人に固定したうえで「特例2間口校」制度の廃止も示しました。小規模校の取扱いでは、近隣高校との再編をすすめ、その判断を1学年2学級以下校においては、通学区域における中学校卒業生数の状況、欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしています。

しかしながら、こうして「高校配置計画」を推し進めた結果、平成20(2008)年から道立高校38校が閉校となりました。そのうち18校は地域唯一の高校の閉校でした。高校のない地域に住む生徒は遠距離通学の負担を強いられ、教育の機会均等を侵かす状況にあります。都市部では「多様化再編」を名目に各々の高校の文化や歴史を顧みず、住民の声を十分に聞かないまま大規模な統廃合がすすめられています。1学年4～8学級を「適正」規模、1学級40人に固執すれば、現在90校程度ある3間口以下の道立高校で今後も統廃合が進む可能性が大きいと言えます。保護者や地域住民の声を聞くために開催している「地域別検討協議会」での参加者からは「機械的に高校を無くさないで欲しい」という声が多く聞かれます。

「指針」が「望ましい学校規模」の利点として、「生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる」「生徒会活動や部活動が活性化し充実する」ことをあげていますが、地域の高校がなくなることで通学時間が長くなり課外活動などが十分にできない難点も指摘されます。小規模校の利点は、生徒一人ひとりに目が行き届き、地域に根差した特色ある学校教育を受けることができる点です。「望ましい学校規模」に固執するのではなく、地域住民の声を聞きながら学校づくりをすすめることこそが大切であり、そのことが北海道の喫緊の課題である地方創生にもつながっていくと考えます。

いま求められるのは、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。現在道教委は、指針の見直しを検討し、平成30(2018)年3月をめどに「新しい指針」の決定をめざしていますが、地域住民と地域社会の声が盛り込まれることが強く求められます。この10年間で行われた硬直した高校統廃合を見直し、再び機械的かつ大規模な高校統廃合が行われないような指針を策定する必要があります。

よって、歌志内市議会は、道及び道教委に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 道・道教委は、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から「新たな高校教育に関する指針」を検討・見直すこと
2. 道・道教委は独自に少人数学級を高校で実施し、「機械的」高校統廃合を行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道知事、北海道教育委員会教育長

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める
意見書(案)

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数は2005年(平成17年)と比較すると11年間で3万8,000人増えています。(平成29年版文部科学統計要覧)一方、学校建設はほとんどすすまず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるをえない状況も生まれています。全国で不足している教室が、普通教室だけで3430教室(2016年)にのぼることが文科省調査でも明らかになっています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけがないことです。「設置基準」というのは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では、12~18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設は進んでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文部科学省の学校基本調査によれば、国公立立合わせて2005年(平成17年)は96,811人でしたが、2016年(平成28年)には217,839人と2.25倍に増えています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制基準は1学級8名のまま変わっていません。

よって、歌志内市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 特別支援学校の設置基準を策定すること
2. 特別支援学級の学級編制基準を改善し、1学級6名とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年6月22日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第12号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第12号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第13号「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第13号について起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第14号特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第14号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第13 閉会中の継続審査の申し出についてであります。
各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成29年歌志内市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前11時11分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 下 山 則 義